

# 社会福祉法人周陽福祉会

## 次世代育成支援対策推進法に基づく『一般事業主行動計画』

男性職員の子育て目的の休暇の取得を促進するため次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日

### 2. 内容

目標1 : 育児休業関連制度の周知

#### <対 策>

育児休業など諸制度に関する手続き方法について男性職員への周知を図る  
(実施時期…令和6年4月1日～令和8年3月31日)

目標2 : 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を  
目指し、計画期間内に、男性の育児休暇取得を50%以上とする。

#### <対 策>

やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受け、各職場における業務体制の見直しの  
検討を実施する。  
(実施時期…令和6年6月1日～令和8年3月31日)

目標3 : 子どもの誕生日に有給休暇の取得を促進

#### <対 策>

子どもの誕生日に有給休暇を取得できるように勤務を調整する  
(実施時期…令和6年4月1日～令和8年3月31日)

目標4 : 子どもの学校行事に休暇の取得を促進

#### <対 策>

シフト勤務の職員については、子どもの学校関連行事のある日を前月までに希望休  
として聞き取りを実施、当該月に公休又は有給休暇とする  
(実施時期…令和6年4月1日～令和8年3月31日)